

一般社団法人栃木県社会福祉士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人栃木県社会福祉士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、社会福祉の援助を必要とする栃木県民の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の県民への普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研さんを行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって栃木県民の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉の援助を必要とする栃木県民の生活及び権利の擁護に関する事業
- (2) 栃木県民への社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関する事業
- (3) 栃木県民を対象とした福祉総合相談に関する事業
- (4) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (5) 社会福祉関連専門職の養成及び技術の向上に関する事業
- (6) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業
- (7) 社会福祉士の資格取得支援に関する事業
- (8) 社会福祉団体その他の関係団体との連携に関する事業
- (9) 成年後見に関する事業
- (10) 福祉サービスの第三者評価に関する事業
- (11) 地域密着型サービス外部評価に関する事業
- (12) 福祉に関する人材の推薦及び派遣に関する事業
- (13) 民間及び公共団体からの社会福祉に関する受託事業
- (14) 社会福祉団体その他の関係団体の事務所業務に関する受託事業
- (15) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、栃木県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）第 28 条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であって、栃木県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦された者
- (4) 準会員 次に掲げる者で、栃木県内に住所又は勤務先を有し、本会に所属することを希望する者
 - ア 社会福祉士試験の受験資格を有する者
 - イ 社会福祉士養成施設又は大学の社会福祉士養成課程に在籍している者
 - ウ その他本会が特に入会を適当と認めた者

(入会)

第 6 条 正会員、賛助会員又は準会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員及び準会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、総会において、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき又は解散したとき。

- (4) 会員が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (5) 法第 32 条の規定により登録を取り消されたとき。
- (6) 法第 33 条の規定により登録を削除されたとき。

(拋出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費その他の拋出金品は、返還しない。

第 4 章 総 会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後 2 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当

該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以内が記名押印をしなければならない。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上16名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長1名をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係にある者を含む。)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長は、毎事業年度毎に、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続して4期を超えて選任されることはできない。

- 2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続して4期を超えて選任されることはできない。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支払うことができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

第6章 顧問

(顧問)

第28条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の運営に関し、会長の求めに応じて、必要な助言を行うことを職務とし、

総会の決議に基づいて、会長が委嘱する。

3 顧問は、5人以内とする。

4 第25条第1項及び前条第2項の規定は、顧問について準用する。

第7章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 部及び委員会

(部及び委員会)

第35条 本会は、第4条各号に定める事業を実施するため、必要に応じて部及び委員会を設けることができる。

2 部及び委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第9章 ブロック組織

(ブロック組織)

第36条 本会は、第4条各号に定める事業を実施するため、市町又は複数市町を単位として、必要に応じてブロックを設けることができる。

2 ブロックの設置及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画書及び収支予算書を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第40条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 12 章 事務局

(設置等)

第 44 条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 13 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は檜山光治、業務執行理事である副会長は松永千恵子とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。